

別記様式（第2条関係）

## 会議結果報告書

令和8年1月20日

|        |   |
|--------|---|
| 会議の名称  | 庁議  |
| 開催日時   | 令和8年1月20日（火）9時30分～9時50分   |
| 開催場所   | 庁議室   |
| 出席者職氏名 | 市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博<br>総合行政部長 外立健一 総務部長 豊島俊二<br>市民生活部長 石塚匠 福祉部長 中村修<br>子ども・健康部長 清水裕子 都市整備部長 滝田和浩<br>市長公室長 松井俊之 上下水道部長 青木裕一<br>会計管理者 川幡和広 議会事務局長 山崎仁<br>選挙管理委員会事務局長 篠崎勉 教育政策部長 今野美香<br>(計15人) |
| 欠席者職氏名 |   |
| 説明員職氏名 | <b>【付議】</b><br>1 市民生活部長 石塚匠<br>2 都市整備部長 滝田和浩<br>3 都市整備部長 滝田和浩<br>4 教育政策部長 今野美香<br><b>【報告】</b><br>1 総務部長 豊島俊二<br>2 総務部長 豊島俊二<br>3 選挙管理委員会事務局長 篠崎勉<br>4 選挙管理委員会事務局長 篠崎勉<br>5 教育政策部長 今野美香            |
| 議 題    | <b>【付議】</b><br>1 損害賠償の額を定めることについて<br>2 志木市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について<br>3 志木市道路線の認定及び廃止について<br>4 志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例について  |

|   |   |
|---|---|
|   | <p><b>【報告】</b></p> <p>1 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について</p> <p>2 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について</p> <p>3 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査への協力について</p> <p>4 選挙支援システムサーバ関連機器賃貸借に係る損害賠償事案の専決処分について</p> <p>5 志木市立学校設置条例の一部改正について（素案）の意見公募手続の結果について</p> |
| 結 果   | <p><b>【付議】</b></p> <p>1～4 了承</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1～5 了解</p>   |
| 事務局職員職氏名  | 秘書課長 小堀 健   |
| その他必要事項   | 特になし  |
| 会議内容の記録（経過、結果等）   |   |
| <p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p><b>【付議】</b></p> <p>1 損害賠償の額を定めることについて</p> <p>○概要説明：市民生活部長</p> <p>地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、本市の戸籍情報システムについて、令和8年3月23日にクラウド上に構築された自治体標準準拠システムに移行するため、令和5年10月1日に締結した戸籍情報システムに関する機器等賃貸借契約（長期継続契約）を変更することにより、賃貸人に損害を及ぼすので、地方自治法第96条第1項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものである。</p> <p><b>【相手方】</b></p> <p>株式会社両毛システムズ 東京支社</p> <p><b>【現在の契約】</b></p> |   |

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

金額 26,215,200円

4月から9月までの 損害金の額

1,221,000円

※この支出分については、全額、国から補助金が交付されることが予定されている。

## 2 志木市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

○概要説明：都市整備部長

道路交通法施行規則及び道路運送車両法施行規則の一部改正により、原動機付自転車（原付）の基準の見直しがあり、新基準原付として新たな分類が追加され、志木市自転車駐車場へ駐車できる状態となっている。一方、小型自動二輪は、新基準原付と車体サイズが同程度であるものの、道路交通法上では自動車と定義されていることから、志木市自転車駐車場条例で許容させる規格に該当していないため、現在、駐車できない状況である。このことから、小型自動二輪も駐車できるよう、条例第3条中の利用できる車種を追加したいため条例改正を行うものである。

### 【改正内容】

第3条中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を付する。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）
- (2) 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のもの（以下「小型自動二輪」という。）
- (3) 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）

別表中 原動機付自転車を原動機付自転車及び小型自動二輪に改める。

### 【施行日】

令和8年4月1日

### 3 志木市道路線の認定及び廃止について

○概要説明：都市整備部長

開発行為に基づく道路の帰属等に伴い、市道路線を認定等したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

認定路線 志木地区2路線

宗岡地区2路線

廃止路線 志木地区1路線

### 4 志木市立学校設置条例等の一部を改正する条例について

○概要説明：教育政策部長

令和9年4月から、小中一貫教育の効果をより発揮することができる義務教育学校を新たに設置するため、志木市立学校設置条例等の一部を改正するものである。

#### 【改正内容】

(1) 志木市立学校設置条例の一部改正

①条例中に「義務教育学校」を追加

②条例別表の志木第二小学校、志木第四小学校及び志木第二中学校の名称・位置を削除

③条例別表に義務教育学校の名称・位置を追加

名称：志木の森学園

位置：志木市館1丁目3番1号

(2) 義務教育学校の設置に伴い、条例改正が必要な関係条例

①志木市学童保育条例の一部改正

②志木市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部改正

③志木市暴力団排除条例の一部改正

④志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例の一部改正

⑤議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

⑥志木市職員公務災害等見舞金支給条例

※⑤及び⑥は、2(2)の条例改正に伴うもの

#### 【施行日】

令和9年4月1日

## 【報告】

### 1 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について

○概要説明：総務部長

令和7年度志木市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月19日付けで専決処分をしたので、報告をするものである。

なお、地方自治法第179条第3項の規定により、直近の令和8年3月定例会において承認を求める予定。

【補正予算の内容】（単位：千円）

| 会計区分      | 補正前予算額     | 補正額    | 補正後予算額       |
|-----------|------------|--------|--------------|
| 一般会計（第9号） | 33,622,734 | 49,697 | → 33,672,431 |

※ 衆議院議員総選挙にかかる経費について、補正するもの

### 2 令和7年度志木市一般会計補正予算の専決処分について

○概要説明：総務部長

令和7年度志木市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年1月20日付けで専決処分をしたので、報告をするものである。なお、地方自治法第180条第2項の規定により、直近の令和8年3月定例会において報告する予定。

【補正予算の内容】（単位：千円）

| 会計区分 補     | 正前予算額      | 補正額 | 補正後予算額       |
|------------|------------|-----|--------------|
| 一般会計（第10号） | 33,672,431 | 850 | → 33,673,281 |

※ 選挙支援システムサーバ関連機器賃貸借契約期間途中解約による損害賠償金について、補正するもの。

### 3 第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査への協力について

○概要説明：選挙管理委員会事務局長

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査について、全庁的な協力をお願いするもの。

【主要日程】

1月27日（火）公示（立候補届出）

1月28日（水）～2月7日（土）期日前投票（市役所）

1月31日(土)～2月7日(土)期日前投票(つつじ・柳瀬川図書館)  
8日(日)投票(12投票所)開票(市民体育館)

#### 4 選挙支援システムサーバ関連機器賃貸借に係る損害賠償事案の専決処分について

○概要説明：選挙管理委員会事務局長

選挙支援システムサーバ関連機器賃貸借損害賠償事案について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

##### 【相手方】

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル7階  
株式会社J E C C

##### 【事案の概要】

選挙支援システムサーバ関連機器賃貸借について、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に当たり、現在履行中の契約を解約する必要がある、これに伴い損害賠償金を支払う必要性が生じた。

【損害賠償額】 金849,750円(損害賠償金)

#### 5 志木市立学校設置条例の一部改正について(素案)の意見公募手続の結果について

○概要説明：教育政策部長

志木市立学校設置条例の一部改正について(素案)に係る意見公募手続の結果について、報告するものである。

##### (1) 意見公募手続の内容

志木市立学校設置条例の一部改正について(素案)

##### (2) 意見募集期間

令和7年8月1日(金)から30日(土)まで(30日間)

##### (3) 意見の提出方法

学校教育課へ持参、郵送、FAX、メール又は専用フォーム

##### (4) 提出された意見

意見件数 267件(全て個人：112人)

##### (5) 公表の方法

市ホームページ及び意見公募の閲覧場所

(公表場所)

学校教育課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。